

Ⅲ 海外だより

フランスの新貯蓄奨励制度について

日本生命
パリ事務所 中田 尚哉

はじめに

'90年1月よりフランスでPEP (= PLAN D'ÉPARGNE POPULAIRE) という一般大衆向けの貯蓄奨励制度が開始された。PEPの人気は予想を大きく上回り、その残高は'90年末の目標金額であった100億フラン (= 約2千500億円) を既に2月で突破した。今や年度末残高は少なくとも400億~500億フラン (= 約1兆~1兆2千500億円) に達すると言われている。

PEPの資金を巡り、現在、各金融機関が激しい販売競争を展開しているが、当レポートにおいてはこの新貯蓄奨励制度に焦点を当て、その仕組みと導入の背景について報告することとしたい。

1. PEPの仕組み

フランスで納税義務を有する個人であれば、たとえ外国人であろうとも1人当たり60万フラン (= 約1千500万円) の払込み金額を限度にPEPでの貯蓄が可能である。

PEPに適格する貯蓄手段として預金と保険 (PEP預金 = PEP ÉPARGNE、PEP保険 = PEP ASSURANCE) が認められており、残高全体の7割強を預金が占める。大衆向けの貯蓄制度であることから、PEPには税制上の優遇措置、少額所得者への補助金制度、および商品設計の柔軟性という3つの特徴があるが、預金と保険につき、それぞれの仕組みを以下紹介する。

(1) PEP預金 (PEP ÉPARGNE)

① 税制優遇措置

PEP預金の最大の特徴はその税制優遇措置にある。すなわち、預金開始から8年以内に資金を引出さないこと、一人当たりの払込み金額が60万フラン (= 約1千500万円) を上回らないことを条件に、貯蓄者はPEP預金から生じる全収入に対して免税措置を受けられる。また、PEP預金への払込みは預金開始より10年間まで可能とされており、預金終了時の引出し方法としては年金方式と一時金方式が認められている。

一方、預金開始より8年以内に資金を引出した場合は、表-1に見られる通り、税制上の特権を失う。

表-1 PEP預金の税制上の取扱い

| 引出し時期 | 年金として引出す場合 | 一時金として引出す場合 | | | | | | | | | | |
|--------|---|-------------|-------|-------|-----|--------|-----|--------|-----|-------|-----|--|
| 8年目以降 | ・非課税 | ・非課税 | | | | | | | | | | |
| 8年目未満 | <ul style="list-style-type: none"> ・開始時の受給者の年齢に応じ、年金の一定額が課税所得とみなされ、他の所得と合算課税される。 <table border="1" data-bbox="619 667 884 853"> <thead> <tr> <th>開始年齢</th> <th>課税対象額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>49歳以下</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td>50～59歳</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>60～69歳</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>70歳以上</td> <td>30%</td> </tr> </tbody> </table> | 開始年齢 | 課税対象額 | 49歳以下 | 70% | 50～59歳 | 50% | 60～69歳 | 40% | 70歳以上 | 30% | <ul style="list-style-type: none"> ・利子相当額(=引出し額-払込み額)に対し課税される。 ・他の所得との合算課税か源泉分離課税のいずれか一方を選択できる。 ・源泉税率は4年未満の引出しに対し37%、4年超の引出しに対し17%が適用される。 |
| 開始年齢 | 課税対象額 | | | | | | | | | | | |
| 49歳以下 | 70% | | | | | | | | | | | |
| 50～59歳 | 50% | | | | | | | | | | | |
| 60～69歳 | 40% | | | | | | | | | | | |
| 70歳以上 | 30% | | | | | | | | | | | |

出典：LES CAHIERS PRATIQUES (L'ARGUS誌 '90. 1.26.別冊号)

②少額所得者への補助金制度

次の特徴として、少額所得者への補助金制度が挙げられる。すなわち、納税額が一定金額を下回る少額所得者がPEP預金を行う場合、その年間払込み額の4分の1相当額を国家が補助金として支払う制度である。この補助金は年間1千500フラン(=約3万8千円)を上限とする。

'90年においては、'88年の納税額が380フラン(=約1万円)未満の者のみが補助金を受け取る権利を持つ。また、国家が補助金を支払うに当っては預金開始より8年間、資金を引出さないことが条件となっており、実際の補助金支払いも預金終了時に一括して行われる。支払いまでの間、補助金は官報に公表される法定金利(現行9.36%)により積立てられることになる。

③商品設計の柔軟性

更にPEP預金の特徴として、商品設計の柔軟性が挙げられる。

まず、PEP預金は自由金利商品であり、商品設計については各金融機関の裁量に委ねられている。そのため、金融機関によっては金利の水準や設定方法についてもばらつきが見受けられる。表-2に主な金融機関の販売するPEP預金を一覧するが、金利水準は現在のところ8%程度が平均値と言われている。

また、PEP預金には年間払込み金額の下限がない。預金開始時の最低金額については商品毎に規定があるものの、払込み金額が上限に達するか、あるいは預金開始か

ら10年間が経過するまでかの間、払込み金額は自由に調整できる。したがって、貯蓄者のキャッシュ・フローに応じ、定期的に払込みを実施することも、突然に中断させることも可能である。

表-2 フランス3大商業銀行のPEP預金

('90年2月現在)

| 銀行名 | 金利設定方法 | 金利水準 |
|-----------------|--|------|
| パリ国立銀行 | 固定=LEP (*1)+1.5% | 7.0% |
| | 変動=1年目は8%、2年目以降は未定。 | 8.0% |
| クレディリヨ ネ銀行 | 固定=8% | 8.0% |
| | 変動=TME (*2)×85% | 8.7% |
| ソシエテジェ ネラル銀行 | 固定=預金開始時のTME-3%。 | 7.2% |
| | 変動=4年目まで6カ月PIBOR (*3)-2.5%、 5~6年目は6カ月PIBOR-1.5%、 7年目以降は未定。 | 8.6% |

(*1)LEP-LIVRET D'EPARGNE POPULAIRE (表-3参照)。

(*2)TME-TAUX MOYEN MENSUEL DES EMPRUNTS D'ETAT (フランス国債月中平均金利)。

(*3)PIBOR-PARIS INTERBANK OFFERED RATE。

出典: LES ECHOS紙 ('90.1.8.)より作成。

(2) PEP保険 (PEP ASSURANCE)

保険契約におけるPEPの適用は生命保険に限られる。

PEP保険にはPEP預金と同様の税制優遇措置、少額所得者補助金制度、商品設計の柔軟性という特徴がある。しかしながら、税制優遇措置については従来の生命保険においても大部分は存在しており注、預金程には際立った特徴とはなっていない。

税制上の唯一の特徴として、満期保険金に年金を選択した場合の優遇措置がある。すなわち、PEP保険に該当しない従来の生命保険の場合には、受取開始時の受給者の年齢に応じ、年金の一定額が課税所得とみなされるが、PEP保険の場合には全額非課税である。

(注) PEP保険にも適用される既存の税制優遇措置は以下の通り。

- ①年間払込み保険料のうち一定金額を税額控除できる制度。すなわち、満期保険金積立部分 (=蓄積保険料部分) の25%相当額を年間1千フラン (=約2万5千円) を限度に税額控除できる制度で、扶養する子供1人当たり250フラン (=約6千円) ずつの控除枠追加が認められている。
- ②死亡保険金の支払いに対する非課税措置。すなわち、契約開始日における被保険者の年齢が66歳未満であれば無条件に、66歳を越えている場合でも特例を除き、死亡保険金の支払いに対する相続税の適用を免れる。
- ③満期保険金を一時金として受取る場合の非課税措置。

2. PEP導入の背景

'80年に17.6%であったフランスの家計貯蓄率は、その後一貫して低下を続け、'88年には12.2%にまで低下した。PEP導入はこの貯蓄率引上げを狙ったフランス政府の切札とも言われており、ベレゴボワ蔵相自らが、昨秋、国営放送のテレビ番組でPEPによる貯蓄奨励を呼掛けた程である。

この背景には社会保障制度と経済政策における2つの理由が考えられる。

(1) 社会保障制度上の理由

フランスの社会保障制度において、退職者に対する年金支給は、現労働者が支払う社会保険料を現退職者間に分配することで行われている。そのため、現行のシステムでは高齢化問題の進行により財政破綻に陥る危険がある。

図-1に示す通り、フランスにおける高齢化は着実に進行しており、2015年には日本と同様、国民の4分の1が60歳以上の年齢に達すると言われている。これは、女性1人当たりの平均出産率が'70年代前半の2.34人から、現在では1.82人に低下していること、また、図-2に示す通り、現在は75歳程度の平均寿命も2025年には80歳前後にまで上昇すると見込まれること等による。

図-1 フランスにおける高齢者(60歳以上)占率の推移

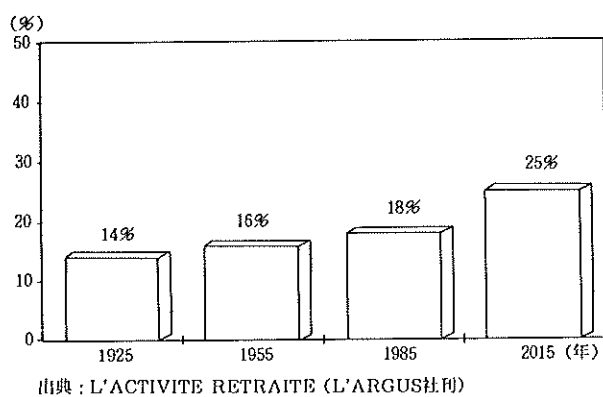
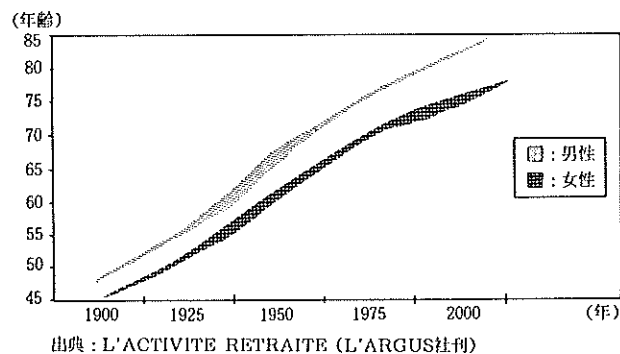


図-2 フランス人の平均寿命推移



こうした高齢化進行の結果、'60~'70年代は1人対4人であった退職者と実労働者の比率が現在では1人対2.3人にまで低下しており、更に2020年には1人対1.5人になると言われている。このため、自助努力で従来制度を補完する必要が生じており、PEP導入の最大の理由となった。

(2) 経済政策上の理由

'89年の実質経済成長率3.4%、同インフレ率3.6%、フランの安定推移等を示さ

れる通り、フランスの経済ファンダメンタルズは数年来良好である。こうした状況下、EC統合を目前にフランス企業の生残り戦略も正念場を迎えており、経済政策として企業の設備投資活動が最も重視されている。

そのため、個人消費を抑制し、貯蓄増加を通じて企業の設備投資へ資金を還流させる事が必要となり、PEP導入のもう一つの理由となった。

おわりに

貯蓄率を上昇させるにはPEPへの新規貯蓄資金の流入が必要だが、これまでのところ、PEPの残高増加は他の貯蓄商品からの資金シフトにより支えられている。特に表-3に示す主な貯蓄商品のうち、利回りの低いLIVRET Aからの資金シフトが大きいといわれる。

しかしながら、PEPが貯蓄制度として十分に魅力的なこと、'90年1月の制度開始からまだ間もないことを考慮すれば、PEPが新規の貯蓄資金を集め始めるのも時間の問題と考えられる。

PEP導入が老齢化問題という、いわば世界共通のテーマに根差しているだけに、今後の動向が注目されるところである。

表-3 主な貯蓄商品

('90年2月現在)

| | 金 利 | 上限額 | 流 動 性 |
|----------|--------|--------|------------|
| LIVRET A | 4.5% | 8万フラン | 引出し自由。 |
| LEP | 5.5% | 3万フラン | 引出し自由。 |
| CODEVI | 4.5% | 1万フラン | 引出し自由。 |
| PEL | 6.0% | 30万フラン | 5年間は引出し不可。 |
| PEP | (平均8%) | 60万フラン | 8年間は引出し不可。 |

出典：LES CAHIERS PRATIQUES (L'ARGUS誌 '90. 1.26.別冊号)